会議名 懲罰委員会

日時 平成28年6月6日(月)午後1時20分~午後3時40分

場所 第3委員会室

出席議員(6名)

委員長 宮川 隆 副委員長 鬼頭博和 委 員 鈴木麻住 委 員 塚本秋雄 委 員 梅村 均 委 員 桝谷規子

欠席議員 なし

説明員 なし

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

## 付議事件及び審議結果

事件名	採決結果
議案第26号岩倉市行政財産使用料条例の一部改正の修正案についての著作権	賛成なし
違反の有無について	懲罰なし

## 懲罰委員会(平成28年6月6日)

◎臨時委員長(塚本秋雄君) それでは、ただいまから岩倉市議会懲罰委員会を開会いたします。

年長者ということで、委員長が決まるまで務めさせていただきますので、 よろしくお願いします。

それでは最初に、正・副委員長を決めることについて、皆様方にお諮りを させていただきたいと思います。

正・副委員長について、どういたしましょうか。

[「委員長の指名でどうですか」と呼ぶ者あり]

◎臨時委員長(塚本秋雄君) よろしいですか、皆さん方。

それでは、私から正・副委員長を指名させてもらいますけれども、まず委員長の指名になると思いますけど、委員長から副委員長を指名していただくということで、私の私案ということで出させていただきます。

懲罰動議を出している会派が3つの会派、それと修正案を出している会派が1つの会派ということで、出していない会派が1つと、会派じゃない無所属の人が1つありますというところで、私からは、委員会での賛成討論では 賛成した会派も1つあると記憶しております。

そういう意味合いで、懲罰委員会の委員長については、会派に所属していない、修正動議も出していない、それから懲罰動議も出していない宮川 隆委員に委員長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ◎臨時委員長(塚本秋雄君) 梅村さん、いかがでしょうか。
- ◎委員(梅村 均君) はい、いいです。
- ◎臨時委員長(塚本秋雄君) 鬼頭さん、いかがでしょうか。
- ◎委員(鬼頭博和君) 異議なし。
- ◎臨時委員長(塚本秋雄君) それでは、無所属ということで一番中立な立場になると思いますし、元議長でありますので、宮川委員に委員長をお願いしたいと思います。

そこでつけ加えるならばということで、委員長にお願いしていきますけど、また皆さんで諮っていただければいいんですけれども、修正案に出していないところ、それから懲罰動議に出していないところも含めて、副委員長も決めいていただければありがたいかなと思います。

じゃあ委員長を交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

[委員長交代]

◎委員長(宮川 隆君) ただいま皆さんの御推挙で委員長ということになりました宮川でございます。

何分突然ですので、本心戸惑っておりますし、当委員会の設置というのは 私の知る限りでは初めてでありますので、拙い取り回しになるとは思います けれども、皆さんの活発な御意見とともに結論をつけるように鋭意努力して いきたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

では早速ですけれども、副委員長を決めるに当たって、どのようにさせて いただきましょうか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) 委員長一任という声がございましたので、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) では、副委員長には鬼頭委員を推薦したいと思いますけれども、皆様御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ◎委員長(宮川 隆君) 異議なしということですので、鬼頭委員を副委員 長にしたいと思います。
- ◎副委員長(鬼頭博和君) 副委員長に任命されました鬼頭と申します。公平な立場で審議をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。◎委員長(宮川 隆君) では早速ですけれども、与えられた課題に関して、皆さんの御意見を集約したいと思います。

[「委員長、正・副委員長、打ち合わせしなくていいですか」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) では、若干休憩をいただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

(休 憩)

◎委員長(宮川 隆君) それでは、委員会を開かせていただきます。

まず私のほうから、今回の課題に関して幾つか上げさせていただきたいと 思います。それに関して、加えるものがありましたら御意見を率直にいただ きたいと思います。

まず1点目ですけれども、ここの文書にありますように、著作権が存在するかどうかというのがまず課題としての1点目であると思います。

それに基づいて、権利が阻害されているということでありましたら、これは法的なものでありますのでモラル以前の問題だというふうに結論づけざるを得ないというふうに考えております。

では、権利の侵害に当たらないといった場合の次の課題は、議員としての

モラルに基づいてどう考えるのか、どう処遇すべきなのかということが 2 点目の課題となると思います。

3点目ですけれども、仮に懲罰に値するという結論になった場合において、 ここで求められている本日の議会に対する出席の停止というものが妥当かど うかということになると思います。

私のほうから、以上3点というふうに認識しておりますけれども、皆様方の御意見、ここはこうあるべきだということも含めまして御意見をいただきたいと思いますが。

- ◎委員(桝谷規子君) ごめんなさい。もう1回、3点、はっきりしてください。
- ◎委員長(宮川 隆君) まず法的に違法かどうかで、次に違法であるということであれば、これはもうモラル以前の問題なので、その次に、違法性がないとしても、議員としてのモラルに基づいて今回の取り扱いがいいのかどうか。もし懲罰に値するという皆さんの御意見が大半を占めた場合において、ここで提案されている議会に対する出席停止というものが妥当なのかどうかと、この3点であります。よろしいでしょうか。
- ◎委員(桝谷規子君) その前に、この懲罰動議に出されている内容が、その修正案を出した議員の思いというか、それの確認をしたいなと思うんですけど。書かれている内容に対して、修正案を出された議員に対して。
- ◎委員長(宮川 隆君) 修正案を出した議員に対して意見を求めたいと。 ということは、関戸議員ということですね。
- ◎委員(桝谷規子君) だからさっき、見えていなかったから来ていただいたんですけど。
- ◎委員長(宮川 隆君) そうですか、済みません。シナリオがないままに ぶっつけ本番ですので、いろいろと課題はあると思いますけれども。

今、桝谷委員のほうから提案で、修正案提出に当たっての思いを確認したいということでしたけれども。

- ◎委員(桝谷規子君) 思いというか、この懲罰動議の中身に対する、修正案を出したときにはそのことが自分自身に問われなかったのかという意味で。
- ◎委員長(宮川 隆君) ということですね、わかりました。

今、桝谷委員のほうから、提出者に対しての提出に当たっての前後の思い、 それから懲罰委員会に臨んでの思いということで、よろしいでしょうか。

[「結構ですよ」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) 委員の皆様、御意見を伺うに当たってよろしいでしょうか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ◎委員長(宮川 隆君) 異議なしということですので、関戸議員、よろしくお願いします。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) 発言を許していただき、ありがとうございます。

まず堀議員から出されたことについては、著作権が侵害しているかどうか わからないにもかかわらず、屈辱的な発言が議場であったことを非常に残念 に思っております。

堀議員が言ったことを、何か紙に書いて出されたとおっしゃられたんですけど、僕はその紙自身は見ていません。会派の中でいろいろ会話して、あの原案というか修正案ができたんですけれども、その中で彼が言っていることを何とか中におさめようとすると、似通うことは仕方がないかなあとは思っております。

でも、それを著作権の侵害というふうにおっしゃられるのはいかがなものかなあというふうに、私は素直に思っております。以上です。

- ◎委員長(宮川 隆君) 各委員さんのほうから、せっかくの機会ですので。 ◎委員(桝谷規子君) 関戸議員は、堀議員がつくられた修正案を見ていないとおっしゃいましたけれど、3月議会のときに皆さん提示されて見たと思うんですが、似通うことは仕方がないとおっしゃいますけれど、この修正案を出すに至っては似通うことは仕方がないということで、堀議員が作成した当初の3月議会のときの修正案をそのまま用いたものではないと言い切れるわけですか。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) はい、もちろんです。

特に、最後のほうに追加させていただいたと思うんですけれども、附則の2ですね。市長がこの条例によって改正後の岩倉市行政財産使用料条例に規定する云々というところを追加させていただいて、行政のほうも協力していくということをただし書きとして入れたというところなどは、堀さんが言っていたかどうかちょっとわかりませんが、なかったと思います。

- ◎委員(桝谷規子君) 追加されたということは、最初にこれは、だから堀議員は全てが一緒だとは懲罰動議の中にも言っていないと思うんですが、今追加されたと言われたということは、その修正案、3月議会に堀議員がつくられたものを用いたということの裏返しじゃないんですか。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) ごめんなさい、追加というふうではない。言葉を間違えました。用いていません。これは私がつくらせていただいたということで、ごめんなさい。追加というと、そうですね。堀さんのやつを用い

て、それに追加したという意味にとられちゃうんで、それは間違いです。

◎委員(鈴木麻住君) 今の関戸議員の発言で、やっぱりちょっとひっかかるんですけれども、似通うのはしようがない。堀議員が出された修正案を見てないのに、似通うのはしようがないというのはやっぱりちょっと不自然だし、最後にその答弁で、だからこういうものを追加しましたと、だから違うでしょうというのは、自分がつくったものと言っていないということを言っているのかなあと思うんですけど。

それはじゃあどういう思いで、この修正案というのか、原案に対してここを修正すれば通るというか、皆さんに賛同を得られるという確信があったと思うんですけど、それはどういう根拠でしょうか。

◎委員外議員(関戸郁文君) まず最初に、字句のところでいろいろと意見が出ていたと僕としては思っていたんですね。

それで、それを何とか修正していけば、例えば先ほど申し上げました岩倉市役所有料駐車場という言葉を省くとか、あと金額が上下する、800円、1,000円という指定の中で800円というふうに固定して、市長の権限を少なくするとか、特に岩倉市役所有料駐車場という言葉がひっかかるという意見がすごく多かったので、それをなくすとかいうことで修正させていただいて、うまく何とか皆さんの合意がとれればという気持ちで出させていただきました。

◎委員(鈴木麻住君) 先ほどちょっと傍聴させていただいた議運の中でも 話が出ていたんですけど、この議論はほとんどされていないんですね。最初 のほうにちょっと出ただけで、この話が。

実は、もっと違うところでずうっと議論されていたのが、なぜ修正案でこういう話が出てきて、それを修正案という形でですね。もっと違う議論がたしか行われていたはずなんですね。

関戸議員もこのことにはたしかこだわっていた記憶が全然僕の中ではない んですけど、なぜ突然これがというのがちょっとわからない。理由が。

◎委員外議員(関戸郁文君) 先ほど議運の中でも発言させていただきましたが、たしか5月20日の論点のまとめの中の一番最後のところにすごく大きくこれが載っていたと思うんですね。

それを強く感じまして、そこを修正すれば何とか他の委員の方も納得していただけるんではないかというふうな思いで修正動議を出させていただいたわけでございます。何度も同じことになって申しわけないんですけれども、そういう思いです。

◎委員(鈴木麻住君) 1点、自分がこれはまとめたとおっしゃられました

が、会派の意見、総意をここにまとめられたということですか。

- ◎委員外議員(関戸郁文君) はい、そのとおりでございます。
- ◎委員(鈴木麻住君) 皆さんで話し合ってということですか。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) そのとおりです。
- ◎委員(鈴木麻住君) その話の中に、当然創政会の皆さんの中にも堀議員が出された修正案を目にしている方は見えると思うんですよね。そういう意見が出ていたということはないですか、それを参考にしたとか。
- ◎委員(梅村 均君) 会派が一緒ですので、創政会、梅村ですけど、その 議論の整理の論点表は、僕、委員会を傍聴したときだとは思うんですけど、 これもらっているんですね。

だから、そのときに条例の仕立ての整理のところで、本来の目的での使用は使用料を徴収しないという設定を設けるのはおかしいんじゃないかというようなことが委員会のほうで出ていたと。行政課のほうは、明確に本市の事務または事業に係ること、そういう規定を明確にしたいからわざわざ必要だと考えて書いたというような議論があったので、だけどこれは委員のほうから、書くべきではないんじゃないのかという意見は出ていたということは委員会を聞いていて知っています。

だから、そういうところをもって、創政会のほうで意見として、じゃあそっちのほうへ変えていったら、行政課は必要だというけど、会派のほうではこれを削ってやっていったらいいんじゃないかというようなことはありましたですね。

これが本当に著作権を侵害するものかどうかというのは、僕もちょっと専門家じゃなくてよくわからないんですけど、委員会で出ていた意見を取り入れていくと、それはやっぱり結果的に同じになってしまった部分はあるかなとは思うんですよ。それが著作権の侵害に当たるのかどうかというところが非常に難しいなあとは感じているところですけど。

堀さんが言うとおりに、ある種同じような堀さんの意見は入っているのは 間違いないとは思ってはいますけど、そんな考えでいますね。

◎委員長(宮川 隆君) この委員会で審議しなければいけない内容というのは、追加条例に関して云々ということじゃなくて、堀議員が求めている部分に関して妥当性がどこまであるのかということが中心になる委員会だと認識しておりますので、ですからつくるに当たっての時系列的な部分というのは、当然審議の対象にはなると思いますけれども、それをもって是非ということにはなりませんので、あくまでもこの委員会に委ねられているものは懲戒処分の妥当性というふうに思っておりますので、その辺を踏まえた上で質

疑を進めていっていただきたいと思います。

まず前提となるんで、著作権とは何ぞやというのは、我々はちょっと勉強 不足の部分がありますので、その辺を一回ちょっと整理したいと思うんです が、いかがでしょうか。

- ◎委員(桝谷規子君) だから、法的にどうなのかという著作権とはというところになれば、法律の専門家の意見は要ると思うんですが、ここのこの間の経過の中で堀議員が作成したものをどう用いてというところが、その修正案を出された本人の意見を問いただしたところ、今のことに対して何も悪いとは少しも思っていらっしゃらないのだなというのを今受けとめて、うーんと思っているところなんですが。
- ◎委員(鈴木麻住君) もう1点だけ聞きます。

先ほどの話の中で、全然見ていないと言われました、堀さんの出された修正案の原案を。ということは、参考にも一切していないということですよね。で、つくったということでいいですね。

- ◎委員(桝谷規子君) でも、梅村委員はそうじゃないと言われた。
- ◎委員(梅村 均君) その条例は見たことは僕もないんですけど。堀さんの修正案は見てないんです。この論点整理で、こういうので、そういう意見があるというのはわかっているので、そのように修正したという流れですよね。ある種同じような結果になってしまったので……。
- ◎委員(鈴木麻住君) 文書が非常に似通っているんですよ。
- ◎委員(梅村 均君) 条文ですか。
- ◎委員(鈴木麻住君) 条文というか、その項目、内容がほぼ同じような内容で進んでいるというか、文言も似ているんで、参考にしていないというのがちょっとどうなのかなあと。今のお話聞いていても、私は一切見ていない、参考にもしていないと言いつつ、そこは外したとか、何かちょっと話がかみ合わないところがあるんで。
- ◎委員(梅村 均君) そうですか。そんなに似ていますか。
- ◎委員(桝谷規子君) 各会派に堀議員は回しましたよね。そこをちょっと確認させてください。
- ◎委員長(宮川 隆君) じゃあお願いします。堀議員。
- ◎委員外議員(堀 巌君) さっき関戸議員から、逆に訴えられたのが心外だという話が出ました。私、非常に憤りを感じています。

この間の、公の場ではないけれども、いろんな調整をしてきた中で、僕がつくった修正案を、議運の中でも言われましたけれども、会派でもんでつくったと。黒川議員からも、僕は、堀君がつくった修正案でいこうかという話

も何回も持ちかけられています。なのに、一回も見たこともなくて、僕の考えを引き継いでくれたのはわかります。だけど、修正案というのは例規の実務をやっていないと、なかなかあんなふうには書けないです。関戸議員が書けるとは到底思えません。そこら辺で、もしその供述がこんな公の場で、見てもいない、参考にもしていないと言うんであれば、僕は徹底的にやりますよ、これは。

皆さんの会派を回って、僕の修正案はこういうふうですというのは、黒川 議員にも聞いてもらったらわかりますけど、行っているはずです。会派に行っています。共産党さんのところにも行きました。志政クラブさんも行きま した。

## [「見ました」と呼ぶ者あり]

◎委員外議員(堀 巌君) そのことを、僕の供述がうそだということになりますから、逆に。そんなことを言われるんであれば、もう本当に法廷でも立ちます。そのぐらいの思いがありますので、よろしくお願いいたします。◎委員(梅村 均君) 堀さんのを見てつくったということは、間違いなくありません。それは事実なんです。

結局、同じようになって、堀議員は憤りを感じられたんですけれども、私たちとしては、結局合意形成を図ろうとしてしているので、変な話をすれば、堀さんの案を取り入れているわけですから、同じになるようにやっているわけなんですよね。

だから、それが結果的にどのぐらい条文として酷似していたかというのは わかりませんけれども、だから、何だろう、どこに問題があったのか、条文 をそのままパクったということは全くないので、非常に難しいなあと思うん ですけど。結局、同じ結果を堀さんは憤りを感じたし、こちらは合意形成を 図ろうと思って、いいことだと思ってやっていたということで起きたことで すもんね。

だから、それが本当に著作権の侵害、権利の侵害になるのかどうかという ところがはっきりしないと、何だか進まないような気もしますね。

- ◎委員(塚本秋雄君) 今、梅村さん、堀さんの案を取り入れてつくったと言われたけど、取り入れたということは見たということになると思うけど。
- ◎委員(梅村 均君) 条文は見ていないんです。

堀さんの意見を多分聞かれて、この課題を整理されたんでしょうかね。これを見ているんです。あともちろん委員からの、会派での話し合いなんで意見なんかも出ながらですけど。堀さんのを見たかどうかが論点なのか、ちょっとその辺はあれなんですけど。

◎委員(鈴木麻住君) 関戸議員は、自分がつくったと言いましたよね、先ほど。会派で相談したものを自分がまとめてつくったとおっしゃったと思うんですけど、違いますかね。それは間違いないということでいいですね。

◎委員外議員(関戸郁文君) 今、梅村委員がおっしゃったとおりで、その資料が回っていますよね、ほかのもので。それを見ながら、梅村委員が言ったとおりで、何とか合意形成をしたい。そこが結果的に堀さんの著作権とおっしゃられるものに侵害してしまったのであれば、どうかわかりませんけれども、そこのところは。それを著作権というかどうかわかりませんけれども、何とか合意形成をするための努力でございますので、似せてパクって出してやれというわけでは全然ございませんので、そこはちょっと理解していただきたいと思っています。

◎委員長(宮川 隆君) 先ほどから、ちょっと不穏当に近い言葉が飛び交っておりますので、ちょっと正式な委員会ですので。

事の流れとしては、今皆さんがおっしゃった流れに相違ないと思います。 本委員会の委員長であると同時に、担当の総務委員会の委員長でもあります ので、その辺の流れを一回ちょっと整理したいなとは思っております。

まず梅村委員が言われた参考的な資料というものに関しては、各委員、そして傍聴者の手元にはありますし、それから総務委員会の中で堀委員の考え方について、一番最初の原点でつくりが違うという御意見もあったので、その辺に関しての現時点の流れとか考え方というものは一回整理するために述べてくださいと、そういう機会もあったと思います。

また、その前の段階で当時の議長、副議長が原文そのものは見ていることも事実だと思います。それがそのままひとり歩きしていたかどうかというのは、私の知る余地はないんですけれども、多くの方の目にとまっていたと。それが多くの印象に残っていたということまでは想像できる範囲内だというふうには私は考えております。

あと参考資料作成に当たって、総務の委員長として過去の委員会の中で出てきた内容を取りまとめて、それを行政課を含めて執行部の意見としてのものを活字化して、皆さんにわかるように整理してくださいというのは委員会の中でも進める中で投げかけておりますので、そういう部分でいうと、例規にかかわる人間もそこの執行部側の考えをまとめる中で出てきているというところまでは、これは事実であると思います。

それイコール修正案の原案が、そのもとでどういう形でつくられていくか というところまでは定かではありませんけれども、堀議員の考え方であった り、当時の説明というものに基づいた原案の修正すべき点というものはかな り明確になっていたというふうに、あの時点では言えるのかなとは思っています。

それを踏まえて、このままでいくと言った言わないの水かけ論になってしまうと思うんですね。ですから、どこかで結論をつけなければいけないなとは思うんですけれども……。

◎委員外議員(堀 巌君) ちょっと待ってください。言った言わんの水かけ論ではないと思います。

私の最初にお渡しした、当時、議長にも副議長にも渡していますよね。そのときの僕の改正文、さっき梅村委員が言われるように考え方ではなくて、 僕が言っているのは、オリジナルを主張するのは改正文なんですよ。考え方 をそのまま持ち込んでもらうのは全然結構です。

だけど、著作権が発生しているというのは、僕の改正文の表現の仕方なんですよ。それを全く見ていなくて、ほとんど同じですよ。備考欄のところだけ違うだけだと思いますけど、あと経過措置というか様子を見ましょうというところ、あそこは追加したとさっき言いましたけど。だから、そこまでが一言一句同じような改正文であるわけが、僕の20年の例規審査の経験からすると、中村課長がつくる改正文と僕のつくる改正文は違ってくるんですよ、若干でも。でも、今回全く同じなんですよ。その客観的事実を見ると、皆さんのところに資料が行っているという事実、そこからすれば、それを参考にしてつくったということが明白であるということで僕は著作権の侵害だというふうに言っているわけですので、言った言わないで、誰かの供述が正しいかどうかということもそうかもしれませんけど、客観的事実をちゃんと押さえて事を進めていただきたいなというふうにお願いです。

- ◎委員長(宮川 隆君) はい、わかりました。
- ◎委員(桝谷規子君) だから、堀議員がつくった修正案と今回出された修正案の客観的事実をどう見るかということを、やはり専門家に委ねないと判断は難しいと思うんですよ。

この懲罰委員会の中での私の力量を超えるものだなということを思うんですが、修正案を提出した議員にもう1つ聞きたいのが、自分は見ていないとおっしゃったけれども、会派の中で、ちゃんと堀議員が3月議会に、こういうものをつくったけれどもと全ての会派の皆さんに出しているわけだから、見ていないということもおかしいと思うんですよ。

あのときの議論では、有料駐車場問題というのは、本当に一番争点になる この議案を議員としてどう受けとめるのか、市民の皆さんの意見を、継続審 査になるに当たっても、継続審査になったその後も、総務委員会が4回ある 中で、本当に市民の皆さんからいろいろ意見を伺い、実際視察にも犬山や一宮にも行かれ、どう決着をつけていくのかと。そういう大事なときには、採択をしちゃって、そのときには原案に賛成している議員が、今度は本会議の直前になってこういう修正案を出されるという経緯も疑問でしたし、この修正案が、堀議員が3月議会に一度こういうことも考えると、参考に全ての会派に持ってこられているのも見ていないということ自体が、議員として無責任だなあと思ったんですが。

合意形成をそれだけ図りたかったんなら、堀議員が3月のときに出された 修正案を参考にしたいがどうだろうかという問いかけみたいな、あのときの 修正案が、思いついてという、何らかの合意形成ができないかという、堀議 員の修正案を参考にこういうふうに出したいという事前に断る交渉というの、 合意形成を図りたいと何度もおっしゃるんだけど、本当に合意形成を図りた いんなら、そういった事前のお話が何でできなかったのかというのが非常に 疑問ですけど。

**◎委員(梅村 均君)** モラルとして、桝谷さんのおっしゃられることはまさにそのとおりだと思います。

これは本当にぎりぎりまで議論をしていて、ぎりぎりになってしまったから、結果的に堀さんが言っていたことになったんですけど、一緒になるから大丈夫だろうという心境になっちゃったんですね。確かにモラル的には、一緒の考えになったからいいんじゃないかなじゃなくて、それはお断りをすることが礼儀だったかなということもわかりますけど、そのときの心境を正直に話せば、一緒になったことはいいことじゃないかなあという、堀さんの考えに寄り添ったんだからいいんじゃないかなという心境だったんですよ。違うとかだったら言うと思うんですけど、一緒に寄り添うことだからあえて言わなくていいかなと、それがそのときの心境ですね。

ただ、桝谷さんの言っていることはわかります。

◎委員(鈴木麻住君) 突然この修正案のこういう内容が出てきたんです。 それが議論をされていないところで突然出てきて、それも議運でもちらっと 話がありましたが、5月20日の採決のときも出てこなかった。それが突然、 何でこういう文章が関戸議員から提出されたかというのが納得できない。

今まで温めていたんだったら、そういうふうに思っていたんだったら、そういう話がどこかで出てきてもよさそうだし、合意形成するためのこういう提案はどうでしょうかというアクションがあってもしかるべきだと思うんだけれども、それもなぜなかったのかというのが疑問です。

◎委員(梅村 均君) 事実、そのタイミングで、その委員会のときにはな

かったんでしょうね、その気持ちが。それしか言えないですよね。で、その後のことになってしまってはいるんですね。

◎委員(塚本秋雄君) 若干、委員長から提案された著作権のことと品位、 モラルのところまで入っちゃっているから。

僕はいいと思っています。全体話して、集中的なする分は集中的な部分で議論して、ほかのところもいけばトータル的にどういう判断になるかなと。最後の、本日のみの出席停止ということも、本当は会議規則で5日以内と書いてある、そういう部分もありますから、本日といって5時過ぎちゃったら、延長をやっておったらどうなのかよくわからん本日という言葉になると思いますけどね。ただ、その言葉の重みは大きいですからね。

若干、モラルのところが言われているんですけど、やはりこの間、総務・ 産業建設常任委員会で4回開催されて、委員長も報告されていましたし、行 政視察も犬山、一宮も行かれたし、熟議はできていると、私も一部傍聴しな がら会議録を見て理解して、そういう意味では、委員会の運営についてはま ず評価をしたいと思っております。

質問があったと思うけど、急に動議が出されて採決とられちゃったと、これはちょっとはてなの部分があったんですけれども、そういうことも含めて委員会付託されて委員会の中心主義をもとに継続審査もやられてきた中で、その中で結果的には4対2で多分否決されたことだと思いますけれども、そういうところでもやっぱり修正するなら修正する、あるいは誰かの意見があるならあると、そういう行動が普通はあってもよかったのかなと。

ただ、この本会議へ来ちゃって、委員長報告の質疑の後に動議で修正、そこからまた出されてくると、そういう議会の品位、それがモラルかなと、問われている部分じゃないかなと思っています。シンプルにいけば、そうじゃない形のほうがいいんじゃないかな。でないと、否決されて修正が出てきたときに議会運営上余りよくない結果を残すような見方、市民から見てどうかという部分があると思います。

そんな感じはモラルの部分で受けていますし、堀さんが著作権の問題と言われた部分は、堀さんの考え方と、それから関戸さんは見ていないというかもしれないけれども、でも似通ってあるならば、参考にしているということであれば、桝谷さんが言ったように、合意形成というのが梅村さんも言われているとおりやるなら、その努力はなかった上でやられてきたことは今事実だと思います。

そういう意味でいうと、堀さんが出した、堀さんという議員に対しての著作権という言葉は懲罰委員会にはないけど、侮辱という言葉はありますので

ね。堀さんがつくったものに対して勝手に修正案で出して通していくというようなことは、侮辱罪とは言わないけど侮辱という項目に若干ひっかかってくる部分があるのかなという感じは受けます。

**◎委員長(宮川 隆君)** 委員長からの提案ということで聞いていただきたいんですけれども、先ほど桝谷委員のほうからありましたように、法的に云々ということであれば、我々の今の知識の限界を超えている。ちゃんとしかるべき手段を講じて確認しなければ、ましてやそれに対する懲罰ということも含まれますので、この場で結論をつけるというのはかなり難しいのかなというふうに思います。

一方、梅村委員が言われたように、全く見ていなかったと仮にしたとして も、原文というのは各会派、そしてそれぞれの担当者のほうには示されて、 水面下で動いていたということも事実としてあります。

ですから、議員としてのモラルという部分であれば、最終的には当事者お 2人がどのように考え、どのようにするのかということが最優先すべき話だ と思います。

ですから、正・副委員長と当事者お2人の4人で、少しお時間をいただいて、もし調整がきくようであればお2人の意思に基づいた結論をつけたいなというふうに思います。もし当事者を含めて結論が得られないということであれば、次のステップとして法に基づいてどうなのか、議員としてのモラルに関してどうなのかということで、この委員会でもう1回そこを原点として進めたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ◎委員(桝谷規子君) 今の提案の確認だけど、委員長、副委員長と。
- **◎委員長(宮川 隆君)** と、当事者お2人の4人で一回ちょっとお話をする時間をいただきたいと。そこで結論が出ないようであれば、やはり客観的な判断をこの委員会でせざるを得ないのかなというふうに思うんです。

結論を急ぐわけではないんですけれども、このことによって6月の議案そのものが提案さえ今とまっている状況ですので、これは当委員会が考える話ではないんでしょうけれども、一議会人としては議案も大切だという観点に立ったときに、皆さん、今各委員から出てきた御意見、そして当事者お2人の思いというものも踏まえた上で、一回ちょっと整理したほうが結論が得やすいのではないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

当事者お2人の方としては、意思を尊重したいということで考えておりますが。

◎委員外議員(堀 巌君) 委員長の裁量によりの提案というのは、ありがたく受けとめたいとは思いますが、提案者というよりは、ずうっと流れを

聞いていると創政会の会派としてまとめたということだもんですから、僕が言いたいのは、創政会の誰も僕の出したものを見ていないということが明らかであれば、それはそれで話し合いに臨みます。そういうことはあり得ません、事実として。

そんな中で、さっき僕がむちゃくちゃなことを言っているようなことを関 戸議員から言われて、逆に言われるほうが心外だということがありました。 そんな中で、僕は折れるつもりは全くありませんので、創政会の誰一人とし て見ていないという事実が明らかであれば、それはそれで話し合いにのりま す。

- ◎委員(梅村 均君) 私、創政会なので、ちょっとその事実は私自身もわかりません。ただ私が話し合いの場に入ったときに、堀さんの考えられた修正案は見ていないのでなかったという発言を、見ていないという発言をしているんですけれども、それはどうしましょうか。
- ◎委員(桝谷規子君) 創政会の一部の議員でとまっているんですか。一応 全員に、各会派に回って、参考にということで出されている。
- ◎副委員長(鬼頭博和君) 公明党ですけれども、私は見ていません。堀さんの修正案は。
- ◎委員外議員(堀 巌君) 済みません、公明党さんには、多分持っていっていなかったと思います。
- ◎委員外議員(相原俊一君) 一切無視されているんですか。
- ◎委員外議員(堀 巌君) それは記憶としてあります。
- ◎委員(塚本秋雄君) 副委員長、その言い方はいかんよ。一切無視されるなんて。
- ◎委員外議員(相原俊一君) 済みません。
- ◎委員(塚本秋雄君) 先ほど、関戸さんが最初の段階で言ったときは、附則の末尾の部分がなかったというところで、追加されたと言い切っております。これは重い言葉と思います。

この最後の施行期日の日にちの2月1日も問題が僕はあると思っています。 条例は修正案だから、そのときにやってもらえばいいと思うんです。最後の ところの、検証等の(2)のところが今まさに議会でやっておることだと思い ます。「駐車場のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする」、これをまさにやっているんだから、ここなんです。 **②委員長(宮川 隆君)** 当委員会として、何らかの結論を得なければ前に 進めないと思うんです。懲罰委員会という名称がついている以上は、そこが 一番中心になる話だと思うんです。 でも、何らかの落としどころ、結論というものはやはり求めなければいけない。その手法をどうするのかだと思うんですね。

◎委員(塚本秋雄君) 1つ確認したいんですけど、条例が出てきたことに対し、会派長がおるから会派に聞くけど、この修正案そのものは事務局の協力を得てつくったか、当局の協力を得てつくったか、そこら辺の重みは、バランスはどんな状態か、ちょっとお聞きしておきます。

事務局長のもとで整理されたか、会派でつくったか、それだけ。

- ◎委員(梅村 均君) もちろん事務局長にも相談はしていますけれども。
- ◎委員(塚本秋雄君) 相談しただけ。
- ◎委員(梅村 均君) はい。
- ◎委員(塚本秋雄君) 事務局長の手でつくっていない。
- ◎委員(梅村 均君) それ、ちょっと僕は……。
- ◎委員長(宮川 隆君) 会派としての答弁を求められておりますので、休憩をとっても構いませんので、会派としてちゃんと意見を統一した上で発言していただいたほうが、あっち行ったりこっち行ったりすると逆に後から疑念を生じることになりますので、休憩が必要であれば休憩。

〔「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

- ◎委員長(宮川 隆君) どのぐらいお時間とりましょうか。 35分再開ということで、よろしいですか。
- ◎委員(塚本秋雄君) 休憩をとるなら、正・副議長、正・副委員長とのことも一方で進めてもらわないと、時間的な部分もあるし。ここは構わない。 そういう立場も懲罰委員会の中の一つの方法として、延々と意見交換になっちゃうだけで、……。
- ◎委員長(宮川 隆君) ですよね。
- ◎委員(塚本秋雄君) 調整役として。
- ◎委員長(宮川 隆君) じゃあ会派のほうは会派のほうで、一回ちょっと 意見集約と事実確認はしてください。

堀議員が求めているというのは文章のとおりだと思いますので、その意思確認をするまではないとは思いますけれども、頑として受け付けないというのは、お互い議会運営の部分に関してのめるところ、のめないところは当然あるとは思いますけれども、話し合いは、投げかけは正・副委員長のほうでさせていただきます。そこまではお許しいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# [挙手する者なし]

◎委員長(宮川 隆君) では、35分まで休憩させていただきたいと思いま

す。

#### (休 憩)

◎委員長(宮川 隆君) 休憩を閉じ再開いたします。

まず梅村委員のほうからの、先ほどの発言途中でしたのでお願いします。

◎委員(梅村 均君) 失礼しました。

会派のほうで、堀議員の修正案を持っているかどうかというのを問われましたので確認したんですけど、会派長と、あと当時、黒川議員も副議長だったので副議長は持っていました。あとは持っていないというか、見ていないという状況だったですね。

- ◎委員(桝谷規子君) 会派長は持っているんですか。
- ◎委員(梅村 均君) 会派長はもらっている。実は、会派長はちょっと確認がとれないんですわ。
- ◎委員(桝谷規子君) 会派長のもとでとまっていたということですか。
- ◎委員(梅村 均君) そうだと思っています。会派長だけ、ちょっと確認がとれない。
- ◎委員長(宮川 隆君) 当時の正・副議長と会派長、一部を除くようですけれども、のほうには提案者たるべき堀議員のほうから書面をもって示されたということは、これは事実だというふうに私も思っております。

ただそれが今度の修正議案策定に当たって、どこまで入り込んでいるのかということが一番大きな課題なのかなと思うんですよね。で、先ほど私のほうから提案させていただいたように、法的に云々ということになりますと、この場でということはなかなか難しいのかなと。調査する時間も必要でしょうし、そのことによって議員個人に対しても議会に対しての影響もかなり大きな問題だというふうに思っておりますので、この際、議会運営を優先するんであれば何らかの形の結論をとらなければいけないのかなとは思うんですけれども、今回要求されているのは、懲罰として本日の議会に対する出席停止を求めるということであります。

先ほど言いましたように、法的根拠というのはまだ明確にされていませんけれども、あくまでもここの委員会の委員として、議会人としてのモラルとしてどのように判断するのかというところしか、きょう結論を出すすべはないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

この部分を結論が出るまで議案第26号を含めて凍結して、議案の提案を受けるのか。これは議運の話になりますので、ここで決める話ではないと思うんですけれども、一つの判断基準としてそのように進めるのか、それともこの時点でこの委員会として一定の結論を出すのか、二者択一になると思うん

ですけれどもいかがでしょう。それぞれの御意見がありましたら。

◎委員(塚本秋雄君) さっき議運と言われましたけど、当然、議運が大事なことだと思います、議会運営上ね。

ただ、ちょっと聞きたいのは、関戸議員は、ここでは堀さんの資料は見ていないと言っているんだけれども、議運での発言はありましたでしょうか。

[「議運ではないです」と呼ぶ者あり]

◎委員(塚本秋雄君) 議運でどういう表現を使っていましたか。参考にしたという発言があった、事務局長。

[発言する者あり]

◎委員(塚本秋雄君) 議運なんて議事録をつくらなあかんがね。

もし参考にしたという言葉があるならば、見たという解釈を私はします。 議運でこう答えて、こっちでは見ていないでは、ちょっと疑います。それは 整理してください。

先ほど私が質問しましたけれども、今もう会派の段階になってきている部分も若干ありますので、会派としては、事務局長がつくったんじゃなくて、 自分たちでこれをつくり上げて出してきたと。

- ◎委員(梅村 均君) 会派で、そうです、つくったんです。
- ◎委員(塚本秋雄君) 事務局長を通じてやっていけば、当然合意形成のための努力もされたと思うけれども、会派だけでつくっておったら進まないわなというのが1つ、議会の流れの中では感じます。出せばいいというもんじゃないと思いますからね。修正案というのは特に。それも動議で出すわけだから。委員会中、調査、審議する場があって、なおかつですからということだけつけ加えておきます。
- ◎委員(桝谷規子君) 私も、休憩中に議運の方から同じような意見をお聞きして、議運の中では、この修正案は参考にしてつくったとおっしゃったように記憶しているという議運の方がいらっしゃることを耳にしたので、そのことをお聞きしたかったんですが、同じように聞かれたんですが、見ていないとおっしゃることに対しても、済みませんね、公明さんは本当に見ていらっしゃらなかったとお聞きしたんですけれども、会派に持っていかれたのを一代表の方なのか誰かが、会派全員の人にちゃんと見てもらっていないということが会派として恥ずかしいことじゃないかなあと思うんですけれど、いろんな提出物、書類はいっぱいですけど、本当に大事な議案に対して参考としてそういう書類が出てきた場合、会派の全員が目を通していく。そこで一人一人の判断が求められる。それが議会だと思うんですけど、議員だと思うんですけれど、会派の中で見ていないというのを主張されること自体が本当

に恥ずかしいなというのを改めて休憩中に思いました。

なので、私も委員長が言われるように、法的にこれが著作権として違法なのかどうかという判断は、法律の参考人制度を用いてまでやっていかないと判断は難しいことだなあというふうに思います。

だけど、ここで一定の結論をつけていかないと、本日の議会の議案がまだ 提案もされていないこの時間の中で一定の結論をつけないといけないんだと 思いますがということで、堀議員が出されたことを参考にしたということに よってこれがつくられたということであれば、やはり本人に断りもなくこう いう時間帯の中で修正案で出されるということは非常に問題と考えますので、 合意形成を図りたいと言いながらというのは、さっきの繰り返しになります けど、やはり何らかの懲罰で結論づけたほうがいいのかなあというか、モラ ルの問題として今後のことも考えながらということで結論づけたほうがいい んではないかなあと思うんですが。

◎委員(梅村 均君) 会派の運営のことを桝谷さんに御指摘いただけるのはありがたく受けとめますけれども、いろいろ会派の運営の開示のタイミングもありますので、またその辺だけちょっと御理解いただけないかなという部分も少しあります。

それはちょっとまた違うところですけれども、結局、著作物の権利を侵害するものかどうかというところがなかなか判断ができないので、今まで参考にされたのではないかというような思いを持たれての御発言があったとは思うんですけれども、ただ実際には、本当にそれが著作物の権利を侵害しているものかどうかというところがはっきりはまだしないと思うんですね。

だから、ここがはっきりしないことにはなかなか懲罰も、罰をどういうふ うに決めるかというのが非常に決めにくいなあと思ってはおります。

◎委員(鈴木麻住君) だから今、著作権の話はそれこそ本当にここで安易に結論づけることはできないと思うんですけれども、今それを参考にしたのかしていないのか。それがしていないということであれば著作権も全然成立しないので、オリジナルでつくりましたよということであればいいわけですね。それをまず明らかにしなきゃいけないんですけれども、今の状態では何かちょっと怪しいなというのはあるんですけど、はっきりとそれは参考にしたということが明確にできないので。

先ほどの議運での発言と、ここでの発言が相違があるという話もあるんですけれども、それもここで今確認できない状態であれば、それがはっきりしたときにもう一度どうなのという話になるのかなと思うんですけど、これで結論を出して、懲罰委員会で怪しいから懲罰というのもなかなか言いづらい

かなあと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

- ◎副委員長(鬼頭博和君) 私もこの議論を聞いていて、やはりまだ白黒と、 今グレーの状態ではあると思うので、疑わしきは罰せずという言葉もありま すけれども、きょうここで結論を出すのはちょっと早急ではないかなという 意見です。
- ◎委員長(宮川 隆君) 一定ここで結論をしなければ、議案の第26号にかかわる部分というのが大きく影響すると思うんですね。ですから、先ほど言ったように第26号をそのまま、案として結論づけるまで、著作権の問題が解決するまで凍結してしまうのか、それともモラルの状況の中で一定結論をつけるのか。

ここは百条委員会じゃありませんので、偽証云々というそこまでの強い拘束力はありませんので、だから議会の運営そのものを考えた中で、一番どれが最善の策なのかなということを考えるべきなのかなと思うんです。ですから、単純に懲罰をかけるかかけないかということだけ結論を出すという手法もなくはないんですが……。本当にシナリオは何もない状況ですので、初めての経験ですので僕も思い悩むところなんですけれども。

先ほど提案者のほうの意思を確認させていただいたところ、委員会の意思 には従いますという御意見はいただいておりますので。

- ◎委員(梅村 均君) 休憩して進め方を、いろいろちょっとわからないことが多いので、そういうのをちょっと話し合いたいというか、休憩して。ここで局長も交えて、ちょっと議会運営の流れが……。とりあえず休憩をちょっと。
- ◎委員長(宮川 隆君) では、休憩の動議がありましたので休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) 異議なしと認めます。休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長(宮川 隆君) 休憩を閉じ再開いたします。

何らかの形で結論は出さなければいけないのかなとは思います。それが先ほど提案のありましたように第26号を含めて最終日まで持っていってしまうのか、はたまた発議者の御意思に従って何らかのペナルティーを本日設けるのかであります。二者択一。

◎委員(鈴木麻住君) 決めましょうか。何か話もだいぶ二転三転し、ニュアンスも、最初の全部見ていないというのを確認できない状況なので、皆さんそれぞれ感じたままで採決されたらどうですか。次に進めない。僕はそう

思います。

- ◎委員(梅村 均君) 本日の出席停止までは、僕は当たらないと思うんです、この間の議論の中で。だから、ちょっと違う最後、何かいいアイデアがないかなあと思うんですけど。
- ◎委員長(宮川 隆君) では、何らかのペナルティーを科すがどうかということに関して、この委員会で採決するということ、それともペナルティーの具体的な内容まで含めるのか。
- ◎委員(梅村 均君) 今までの議論をお聞きしていますと、モラルの部分で、私たちにはそういう悪かったなということは全く考えていなかったんでこうしてしまったんですが、堀さんからこういうことを出されて、堀さんとしては非常に侮辱されたというお気持ちはわかりましたので、その点については申しわけなかったなあと。こっちは悪気があってやったわけではないんですけれども、その点は確かにそういうことだったんだということでわかったので、その点を謝罪させてもらって、だからどうかなと思うんですけど。
- ◎委員(鈴木麻住君) それは関戸議員が謝罪するということですか、堀議員に。
- ◎委員(梅村 均君) 会派でやっているんで、私も謝罪しますけど。
- ◎委員(鈴木麻住君) 関戸議員が私がオリジナルで考えて提案したと、つくったと答弁したわけで、参考にしていないと、見ていないと言ったんですよ、ここで。

だから、今どうも何か参考にしたような話になってきていて、謝罪するとかいう話、それで認めてもらうんだったら謝罪でいいと思うんですけど、関 戸議員はまだ認めてないんですよ。認めてないですよね。認めているんですか、参考にしたとか。

- ◎委員長(宮川 隆君) 提案者からの発言は、その後ない。
- ◎委員(鈴木麻住君) 見てないしという話がずうっと最初、関戸議員からは聞いているんですよ。周りからは、会派からはそういう参考にしたような答弁もあるんですけど。
- ◎委員(梅村 均君) それは、ごめんなさい。参考にしたというのは、条 文案じゃなくて、その考え方のほうを参考にしたということなんですよ。そ ういう意味で言えば、参考にしたという言葉は使っていますけど。
- ◎委員(鈴木麻住君) それで、堀議員は参考にしただけでこれだけ文面が同じような文面で出てくるというのはおかしいという答弁をされましたよね。その辺はどうなのかなあと。
- ◎委員(梅村 均君) 先ほどちょっと休憩中だったですけど、関戸議員は

例規の知識というのはまだ少ないので、行政課のほうの相談というか、お力添えというんでしょうか、は受けたという流れです。そんな発言だったですね。

## [「そうです」と呼ぶ者あり]

◎委員長(宮川 隆君) 発議者の御意見としては、謝罪を求めているというよりは、ここでペナルティーを求めているというふうにこの文章から読み取れると思うんですね。

ただ、この出席停止が正しいのかどうかということも含めて結論つけなければいけないのかなと。やるならね。

◎委員外議員(堀 巌君) お疲れのところ済みません。

関戸議員はオリジナルでつくったと言ったわけです。そのことが本当であればいいんですけど、僕は3月に行政課長に、例規審査の仲間として個人的に見てもらって、僕のこれはいいかどうかと確認して会派のところに持っていっているんですね。

そういうことも含め考えると、行政課長に見てもらって直されたというけど、じゃあもともとの関戸さんがオリジナルでつくった原案を見せてくださいよ。その直す前のやつ。それで、それをどう行政課長が直してきたのか。それで行政課長がそう直してきたんであれば、行政課長は僕のやつを見ていますので、ここら辺で責任の分担になっちゃうかしれませんけど、そこら辺がね。だけど、これまでの議論を聞いていると、やっぱり黒川さんなり須藤さんなり見ているわけだから、僕ら会派として見ていて参考にされたということで、それで終わっているはずなのに、何でこんなぐちゃぐちゃするのかという話なんですよ。見て、参考につくりました、ごめんなさいで済むのに、僕が断りもなくとつけたのは、前もって言ってくれればそれはそれで済んだはずなんです。なのに、議事録には僕の名前も載らずに、関戸議員の名前で提出されたと、そんなことはいいんですかと。僕の気持ちも考えてくださいよという話だけなんですよ。

◎委員外議員(黒川 武君) ちょっと委員長、よろしいですかね。

確かに、堀さんは事前に言っていただければということをおっしゃってみ えたんですが、先週の木曜だったのか金曜だったのか、ちょっとはっきりし ていないんですけど、この修正案でいこうねというときに、ほかの会派にも やっぱり事前にお話ししておいたほうがいいのではないですかということで、 そのことについては会派長にお願いをしたんですけど、その辺、会派長、扱 いはどうなっていましたでしたかね。

◎委員(梅村 均君) あれは金曜日だと思いますけれども、修正動議を出

すということで各会派のほうへ回りまして、代表者がいらっしゃるところは 代表者の方に説明させていただいて、いらっしゃらないところは会派のかわ りの委員の方に説明をさせてもらったというところまではあります。

- ◎委員(塚本秋雄君) 3時過ぎに持ってきて、説明は受けていないです。 受け取っただけです。2人で来ました。細かい説明は一切聞いてない、預か るだけという形で受け取りました。読んでないです。
- ◎委員(梅村 均君) 説明したというところの部分につきましては、比較表を持っていきましたので、修正案はこの点が変わりますということを一応口頭で申し上げました。それを私としては説明ということで認識をさせていただきました。聞かれる方が、それが説明じゃないということであれば何とも言いようがないところですけれども、一応そんな作業と言ってはいけませんが、取り組みはいたしました。
- ◎委員(塚本秋雄君) あの時間帯で、たまたまおっただけだし、呼び出されたわけじゃなくて。内容の説明の仕方がいけないです。以上言っておきます。時間的にも問題ありです。
- ◎委員(梅村 均君) 時間が遅かったというところは、確かにそうだなと。 もっと本当は余裕があればいいなと思っていました。金曜日、いらっしゃら なければ土曜日、日曜日でもお電話してお伝えをするというところではあり ました。たまたま金曜日にいらっしゃったということで、まさにそのとおり ですけれども、そういった中で私のほうとしては説明をしたという状況です。
- ◎委員長(宮川 隆君) ここは議会運営委員会でもありませんし、代表者会議ではありませんので、議案に対する説明のあり方だとか、要は提案者の意思をどのように伝えるかというのは今後の課題だと思いますし、特に経験が少ない議員さんもここのところ多いですので、議会運営全般に関しての課題というのは当然あると思います。それはどんどん改善しなければいけないとは思いますけれども、それもこの委員会で扱う内容ではないと思いますので、それはそれでやっていただくと。

あくまでも、ここで出されている発議者の意思としては懲戒を求めるということでしたけれども、先ほど御本人の意見陳述というか御意見の中で、自分がオリジナルをつくったにもかかわらず、それが世に出ないままに進んでいくということが一番大きいということであります。

修正の議案を出す出さないというのは、それぞれの会派であり議員個人でありというところの考えもありますので、それをとめるということはなかなか難しいのかなとは思います。ですので、議案が提出されたことそのものが問題視されているわけではないと思うんですね。

そうすると、やはりオリジナルをつくられた方のお名前を議事録にしっかり載せると。その上で、会派としてオリジナル性を付加したというようなことではいけないのですか。委員長提案として。

- ◎委員(桝谷規子君) 確認ですけど、今の委員長提案は、修正案の提案の中にそれを入れ込むという修正をつけ加えるということですか。
- ◎委員長(宮川 隆君) もうここにお見えの方は十分思ってみえると思うんですけれども、確かに最終的にオリジナルで案をつくられたのかもしれませんけれども、そのベースになるものというのは事前に書面で堀議員が出されたものが何らかの形でというか、大きな影響を与えているということは僕は否めない事実だと思うんですね。

それであれば、その前提に立って組み立てましたといったほうがすっきり していると思うんですが。

- ◎委員(桝谷規子君) だからそのように修正案を、つけ加えた修正を。
- ◎委員長(宮川 隆君) はい、出すべきではないかと。
- ◎委員(鈴木麻住君) ということは、関戸議員が認めるということですか、 オリジナルではないということを。
- ◎委員長(宮川 隆君) ですから、最終的な最終案をつくったのは関戸議員であったかもしれないし、会派の中の話し合いだったのかもしれないけど、ベースとなるべきものというのは、活字で事前に出されていた堀議員のものが少なからず影響を与えているということであれば、そこはやっぱりそこをベースに考えましたということを入れたからといって事実誤認にはならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

先ほど言いましたように、発議者としてはこの委員会の決定に従っていただけるということですので、まずそれを確認した上で、それでもなおかつここで書かれている出席停止を求めるのかどうかというふうに持っていったほうが、この先進めやすいんじゃないのかなと思うんですけれども。

- ◎委員(桝谷規子君) それを関戸議員が認めて、修正案の修正、追加修正をしてもらっていいですかという確認をここでしてもらえるということなら、関戸議員がオーケーならばそのやり方でいいです。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) そうすると、休憩をもらえますか。会派でやっておりましたので、私自身でちょっとそういうことを決めていいのか、相談もしたいですし。
- ◎委員長(宮川 隆君) 余り時間ばかり浪費しても仕方がないですし、傍聴者の方にも失礼だと思いますので、早急に結論をつけていただきたい。要は、委員長裁定をのむかのまないかを決めていただきたいと思います。よろ

しいでしょうか、会派長が見えますので。じゃあ35分をめどに休憩いたします。

### (休 憩)

◎委員長(宮川 隆君) それでは、休憩を閉じ再開いたします。

先ほど、委員長である私のほうからの委員長提案を受けまして、創政会さんの御意見を求めたいと思います。

◎委員(梅村 均君) 休憩の時間、ありがとうございました。

まさに3月の総務委員会で示された堀さんの案をベースに考えたということは事実、間違っていないので、その点は述べさせていただくことには特に問題ないと考えています。

◎委員長(宮川 隆君) では、本会議での議事録に載せる形の案は一定決めさせていただいて、堀さんに示させていただいた上で本会議に臨みたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(宮川 隆君) では、今の部分を踏まえまして、求められております懲罰として、本日の議会に対する出席停止を求めるという案に関して賛否をとりたいと思います。

提案者の言うように、懲罰に付することに賛成の委員の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

- ◎委員長(宮川 隆君) 挙手はないようですので、懲罰に本日の議会に対する出席停止を求めることに関しては、否とすることに決しました。
- ◎委員(鈴木麻住君) 修正はいいけど、陳謝はないんでしょうか。 懲罰委員会にかかって、それは要するに今全然これに関して……。
- ◎委員長(宮川 隆君) では、どのように取り計らいましょうか。

要は、議会運営委員会及びこの委員会での答弁において食い違いがあったと。事実と違う発言があったことに対して陳謝をする。だから、まず事実問題として、本来提案に当たって、堀議員に提出するということの配慮を怠った事実、それから提案説明に当たって事実と違う部分があったこと。

- ◎委員(梅村 均君) ちょっとわからない。提案説明で事実と違うことは どの部分をですか。
- ◎委員長(宮川 隆君) 委員会において、誤解と、時間を費やしたという ことに対する。
- ◎委員(塚本秋雄君) それがあれば、委員長が本会議でどうなったのか言えるということ。

[発言する者あり]

- ◎委員(塚本秋雄君) 懲罰委員会では、戒告か陳謝、出席停止、除名しか決められない。そうすると、その場合は陳謝により。本会議場だから、ここであったということを本会議で言うのは、堀さんの文案をどっちで言わせるかはまた後の問題で、ここでもやっていかないかん。陳謝で終わったと。懲罰は陳謝で終わりで、出席停止じゃないよと。
- ◎委員(鈴木麻住君) そこを決めたんでしょう。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) 僕は堀さんに一言声をかけなかったことは陳 謝します。
- ◎委員(桝谷規子君) 参考にしてないとさっき言ったことに対して。
- ◎委員外議員(堀 巌君) 提案者も含めてじゃないと。

〔発言する者あり〕

◎委員(鈴木麻住君) 彼らが今の話をずうっとトータルしたときに、言っていることはちょっといろいろあるじゃないですか、食い違いも。なので、そこまでの著作権の問題だとか、今の出席停止まではいかないけど、やっぱりグレーだからというのは、創政会の会派としていろいろ言われた意見もあるじゃないですか、参考にしましたよとか。だから謝罪という形を懲罰としての中で、一番軽い陳謝という形でどうですかと。

## [発言する者あり]

- ◎委員(塚本秋雄君) とりあえず、ここで言っておいたらと思ったのは、正・副委員長と正・副議長と堀さんに文案を見せんと始まらん。
- ◎委員外議員(関戸郁文君) 3月議会で堀議員が提案した考え方を参考に させていただいてつくらせていただいたことに対して、陳謝と、それから堀 議員に事前に相談しなかった、このことについて陳謝いたします。
- ◎委員長(宮川 隆君) よろしいでしょうか。
- ◎委員外議員(堀 巌君) 今の、文書で下さい。会議規則には陳謝文にてとあるので、お願いします。
- ◎委員長(宮川 隆君) では委員長のほうから、今の内容を文書にまとめたものを議長経由ですね。提出していただくということでお願いいたします。以上をもって、当委員会を閉めさせていただきます。御苦労さまでした。